

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

総合教育会議の抜粋

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

第2期教育振興基本計画のポイント

創造

自立 協働

3つの理念

4つの基本的方向性

第1期計画が学校段階等の統制けて整理していたのに対して、第2期計画では、各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く4つの教育の方向性を設定。

8つの成果目標

検証改善サイクルの実現に向けて、第1期計画では必ずしも十分でなかった成果目標と、その達成度を客観的に計測するための指標を設定(中面参照)。

30の基本施策

少子化・高齢化、グローバル化など、我が国が直面する危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な30の基本施策を体系的に整理。

【策定までの経緯】

平成18年12月 改正教育基本法 公布・施行
平成23年 6月 文部科学大臣から中央教育審議会に対して第2期の教育振興基本計画の策定について諮問
平成25年 4月 「第2期教育振興基本計画について(答申)」(中央教育審議会)
平成25年 6月 第2期「教育振興基本計画」閣議決定

◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号) (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

文部科学省

担当：生涯学習政策局政策課教育政策推進室
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省ホームページは、教育振興基本計画に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。
http://www.mext.go.jp/e_menu/kekaku/index.htm

参考資料2

第2期

教育振興 基本計画

平成25年
6月14日
閣議決定

今正に我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主體的な学び」である。「前文」より

第2期の「教育振興基本計画」(計画期間：平成25年度～29年度)が策定されました。「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画です。

文部科学省

教育行政の4つの基本的方向性

改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理。

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様に変化する激しい社会の中で個人での自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
教育負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆つくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機的状况

相互に連鎖

少子化・高齢化の進展

生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大

→ 社会全体の活力低下

グローバル化の進展

人・モノ・金・情報等の流動化
・「知識基盤社会」の本格的到来
・新興国の台頭等による国際競争の激化
・生産拠点を海外移転による産業空洞化

→ 我が国の国際的な存在感の低下

雇用環境の変容

終身雇用・年功序列等の浸透
企業内教育による人材育成機能の低下

→ 失業率、非正規雇用の増加

地域社会、家族の変容

地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
・価値観、ライフスタイルの多様化

→ 個人間の孤立化、規範意識の低下

格差の再生産・固定化

経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)

→ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化

地球規模の課題への対応

環境問題、食料、エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で...
●多様な文化、芸術や優れた感性 ●科学技術、「ものづくり」の基盤技術
●「我が国の様々な強み」 ●動物性・協働性、思いやりの心 ●基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
●人の絆

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携、協働
- ◆ 現場の活性化に向けた「国・地方の連携、協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2期において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個人間の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯階級、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
- 一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）

→ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

【震災の教訓】

(危機打開に向けた手帳かり)

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々と地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は、いまだ途上。

- ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・一方、コミュニケーションの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。

→ 背景には、

- 「個人間の多様な強みを引き出すという視点」
- 「学校段階や学校・社会生活間の接続」
- 「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

「自立」「協働」「創造」の3つの理念の
実現に向けた生涯学習社会を構築

創造

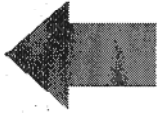
自立・協働を通じて更なる
新たな価値を創造していく
ことのできる生涯学習社会

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会



基本的方向性1

社会を生き抜く力の養成

多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力

成果目標 1

生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- 国際的な学力調査で世界トップレベルに
- いじめ、不登校、高校中途退学の状況改善
- 今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す など

<取組の例>

- 新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ICTの活用などによる協働型、双方向型学習の推進
- 各地域の英情を踏まえた土曜日の活用促進
- 高校生の到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- 道徳教育の推進 (「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討)
- いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- 教員の資質能力向上 (養成・採用・研修の一体的な改革)
- 全国学力・学習状況調査 (全数調査の継続実施)
- 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を考えた検討 など

成果目標 2

課題探求能力の修得 (大学～)

どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

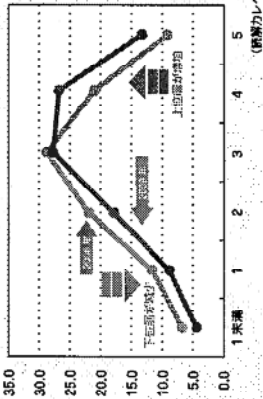
<成果指標例>

- 学生の学修時間の増加 (専攻並みの水準)
- 革新的な教育システム (教育課程の体系的化、授業計画の充実等)の整備状況の向上など

<取組の例>

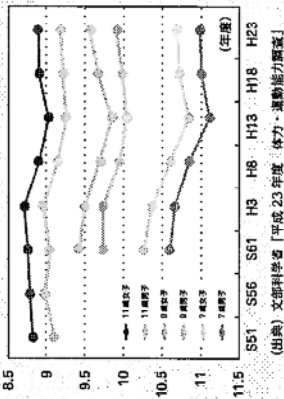
- 教育リソースの充実など大学の学修環境整備
- ニングの充実など大学の学修環境強化、アクティブ・ラーニングの推進
- 学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保するための就職・採用 活動開始時期の変更
- 大学教育の質の保証のためのトータルシステム (設置基準、設置認可、認証評価等)の確立
- 高校生の到達度テストの結果活用などを含めた、入試の抜本的改革 など

PISA調査における日本の学習能力 (高等学校1年生：総合読解力)



【参考】レベル5：高度な問題をやり遂げることができる
レベル4：複雑で難しい問題をこなすことができる
(出典)OECD/PISA2009

子供の体力・運動能力の年次推移 (50m走)



(出典) 文部科学省「平成23年度 体力・運動能力調査」



基本的方向性1

社会を生き抜く力の養成

多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力

成果目標 3

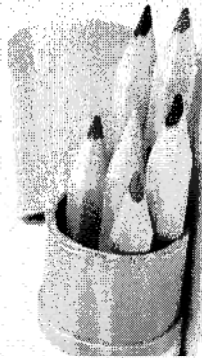
自立・協働・創造に向けた力の修得 (生涯全体)

社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 様々な体験活動・読書活動の推進
- 学習の質の保証と学習成果の習熟活用を推進 など

<取組の例>

- 各学校教育における職業教育の取組の推進
- 学び直しの機会の充実 (教育機関と産業界等との協働による実践的なプログラムの開発、奨学金制度の弾力的運用) など



基本的方向性2

未来への飛躍を実現する人材の養成

多様な社会で活躍できる人材を育て、社会の各分野で活躍していく人材

成果目標 5

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

グローバル人材の育成

- 英語力の目標※を達成した中高生の割合50%
- 世界で働くリサーチ・ユニバーシティを10年後に実現
- 大学の国際的な評価の向上
- 卒業時の英語力の到達目標※を達成する大学の数及びそれを満たす学生の増加

※英語力の目標

- 英語教員に求められる英語力※を達成した英語教員の割合増加 (中学校50%、高校75%)
- 日本人の海外留学者数、外国人留学生数の増加
- 2020年を目標に日本人の海外留学者数の増倍 (大学等：6万人→12万人、高校：3万人→6万人)
- 「留学生30万人計画」の実現 など

英語力の目標

- 中学校卒業段階：英検3級程度以上
- 高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上
- 大英検教員：英検準1級・TOEFLIBT80点
- TOEIC730点程度以上

<取組の例>

- 高等学校段階における早期卒業制度の検討
- 小学校における英語教育の教科化等の検討
- スーパーグローバルハイス쿨の創設
- 日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな仕組みの創設や、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れの促進
- 徹底した国際化に取り組む大学への重点支援 など

学びのセーフティネットの構築

誰も取り残さず誰もが活躍できる多様な学びの環境づくり

成果目標 6

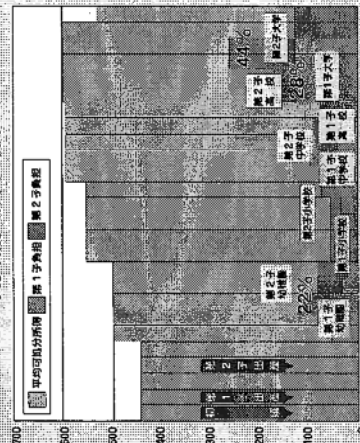
意欲ある全ての者への学習機会の確保

- <成果指標例>
 - 家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善
 - 美学金の貸与基準を満たす希望者のうち、貸与を受けることができた者の割合の増大
 - 低所得世帯の学生のうち授業料減免を受けている者の割合の改善 など

<取組の例>

- 幼児教育無償化への取組の推進
- 進路指導等を受けた高校生への修学支援
- 無利子奨学金に就いて、学生等の卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の取組の見直し
- 挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会を充実 など

大学卒業までに付かる費用



(出典) 文部科学省「平成22年度子ども学習費調査」(2012年)、基立行政法人「日本学生生活費調査」(平成22年度学生生活費調査) (2012年)、総務省統計局「平成22年度家計調査年報」(2011年)

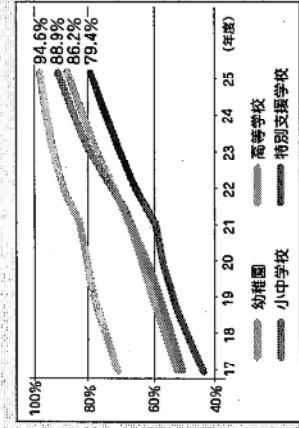
注1 クラウドの数字は教育費の負担割合を示す。
 注2 教育費負担：幼稚園は私立の学習費総額、小・中・高は公立の学習費総額、無償の奨学金(授業料、その他の学校給付金、奨学金、勤労奨学金、通学費の合計など)は含まれない。を指す。
 注3 可処分所得：2人以上の世帯の世帯主、世帯主の年収(前1世帯当たり1ヶ月間の可処分所得を年換算、55歳の年収は4.55～59歳の平均を使用)。

成果目標 7

安全・安心な教育研究環境の確保

- <成果指標例>
 - 平成27年度までの公立学校施設の耐震化の完了
 - 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化 など

公立学校施設の耐震化率



(出典) 文部科学省「公立学校施設の耐震改善状況調査」(平成25年度)

<取組の例>

- 施設の耐震化、非構造物の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- 防災教育等の学校安全に関する取組の推進 など



絆づくりと活力あるコミュニティの形成

子どもたちが安心して学べる環境づくり

成果目標 8

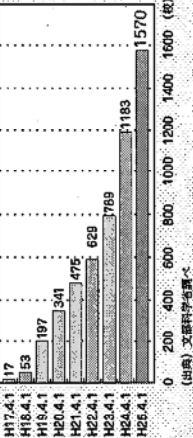
互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- <成果指標例>
 - 全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築
 - コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大
 - 家庭教育支援チームの増加等による家庭教育支援の充実 など

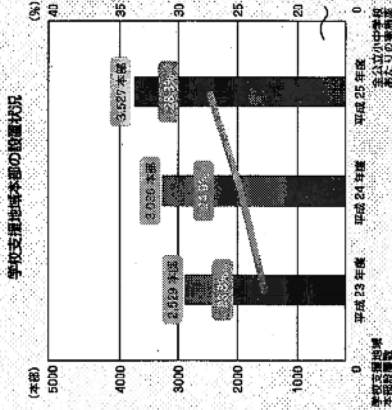
<取組の例>

- コミュニティ・スクール、学校支援地本部の普及
- 大学のセンター・イノベーション構想(COC構想)の推進
- 子の教育に第一義的責任を有している保護者の学びの充実に向けた取組や家庭教育支援体制の強化 など

コミュニティ・スクール指定校の推移



(出典) 文部科学省調べ



(出典) 文部科学省調べ
 学校・家庭・地域の連携による教育支援地本部設置率として算出。
 平成25年8月1日現在。

4つの基本的方向性を支える環境整備

教育委員会の抜本的改革

教育委員会の責任体制の確立などに向けた抜本的改革のための検討 など

きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

少人数学級の推進、習熟度別指導、小学校における専科指導の充実 など

大学におけるガバナンスの機能強化

学長のリーダーシップによる適切な意思決定を可能とする組織運営の確立 など

大学の財政基盤の確立と施設整備

国立大学運営交付金や私学助成など財政基盤の確立と基幹的経費のメカニズムある配分 など

私立学校の振興

基幹的経費等の公的支援その他の施策の充実、推進、学生等の経済的負担の軽減 など

社会教育推進体制の強化

社会教育行政が様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組み、先進的な地方公共団体の支援 など

※その他、東日本大震災からの被災、復興支援等についても4つのビジョンごとに整理。

第1節 次世代を担う人づくりを進める

分野 1 幼児教育

豊かな感性を育むための幼児教育の環境が充実したまち

労働力・成長指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|------------------|----|-----------------|-------------|
| 幼児教育の充実に満足している割合 | % | 261 | 30.0 |
| ことばの教室の相談件数 | 件 | 383 (平成21年度) | 400 |

・まちづくりに関する住民意識調査において、「幼稚園などの幼児教育の充実に」「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律[※]」が定められ、幼稚園の在り方も変わります。
- ・私立幼稚園への運営費補助金の交付や、在園する幼児の保護者への就園奨励費の交付など、引き続き、幼児教育の充実を図る必要があります。
- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を図るとともに、特別支援教育の充実を図るため、乳幼児から中学生までの個別支援計画の作成について、更なる充実が必要です。

※地域において子どもが健やかに育まれる環境の整備に資することを目的とした法律。

指標

幼稚園の充実

【5年後の姿】

- ・幼稚園教育の充実を図ることにより、幼児一人ひとりの健やかな成長を促しています。

幼稚園・保育園・小学校の連携

【5年後の姿】

- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を密にすることにより、幼児一人ひとりの状況にあった支援体制が確立されています。

関連する個別計画

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野 2 学校教育

一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|------------------|----|-------------|-------------|
| 学校教育の充実に満足している割合 | % | 28.7 | 39.0 |

・まちづくりに関する住民意識調査において、「小・中学校での学校教育の充実に」「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

| 小・中学校の空調設備整備率 | % | 小学校 6.9 中学校 6.7 (平成21年度) | 小学校 100 中学校 100 |
|--|---|--------------------------------|--------------------|
| ・町内の小・中学校の教室に空調設備が整備されている割合(整備済教室数/全教室数) | | | |

- ・ゆとり教育から確かな学力を身につける教育へと変化したところから、中高一貫教育などの多方面にわたる教育改革が進められています。
- ・少人数学級により教室数が増加するため、校舎等の施設整備を進めていく必要があります。
- ・一人ひとりの発達段階に応じて、良い面をさらに伸ばしていくとともに、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・学校給食には栄養管理だけでなく、食育などの新たな役割が求められています。
- ・より良質な高等教育を受ける機会を持続的に確保することが重要です。

施策

教育環境の充実

【5年後の姿】

- ・必要に応じた施設の改修や整備を図ることにより、学校施設の安全性や快適性が向上しています。
- ・状況に応じた教室数や校地の適正規模の検討に基づき、教育推進体制の強化を図ることにより、教育環境が充実しています。

相談体制の充実

【5年後の姿】

- ・いじめや不登校、問題行動等により学校生活に適應できない児童・生徒を支援する相談体制が充実しています。

健全な児童・生徒の育成

【5年後の姿】

- ・人権教育を推進することにより、児童・生徒が、友情を育み、弱者をいたわっています。
- ・給食を通して食育の推進を図ることにより、児童・生徒が正しい食習慣の在り方を理解しています。

高等教育基盤の整備・充実促進

【5年後の姿】

- ・地域における高等学校の重要な役割が認知されており、継続した教育活動が展開されています。
- ・近隣の大学や短大等との連携が強化されており、高等教育の基盤が充実しています。

関連する個別計画

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野 3 地域教育

地域で子どもを育み、地域の教育力が向上しているまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|------------------|----|-------------|-------------|
| 地域教育の充実に満足している割合 | % | — | 30.0 |
| チャレンジ教室への参加者数 | 人 | 446 | 500 |

・まちづくりに関する住民意識調査において、「地域や家庭による教育の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の割合

・吉田町チャレンジ教室に参加した児童(小学校1年生～6年生)の人数

- ・地域の教育力向上のため、各団体、組織のネットワーク化を図るとともに、自然体験、通学合宿などさまざまな地域の特性を生かした体験活動を通して、子どもを豊かに育む取組を行っています。
- ・地域の教育力の向上を図るためには、地域の各種団体の連携を促進するコーディネート(調整役)が必要です。また、子どもたちを健全に育む活動に親の参加が少ないため、親の参加を促し、子どもと親と一緒に活動し、感動を共有できる場を創出する必要があります。
- ・家庭での教育力が低下してきていることから、家庭教育学級などを通じて家庭の教育力の向上に向けた支援を進める必要があります。
- ・育児不安を一人で抱え込まないよう、仲間づくりや相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

学校と家庭と地域の連携

【5年後の姿】

- ・子どもたちを取り巻く関係団体が情報を共有し、コーディネートが中心となって、学校・家庭・地域が連携して地域の子どもを育む活動を展開しています。

家庭の教育力向上

【5年後の姿】

- ・子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方などの情報を提供することにより、家庭の教育力が向上しています。

相談環境の充実

【5年後の姿】

- ・気軽に相談できる環境が充実することにより、育児不安を抱える人の悩みが緩和されています。

関連する個別計画

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野 4 青少年健全育成

たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年の育っているまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|----------------------|----|-------------|-------------|
| 青少年健全育成に満足している割合 | % | 14.3 | 30.0 |
| 笑顔いっぱい運動*スタッフベスト配布枚数 | 枚 | 846 | 1,000 |

*「吉田町笑顔いっぱい運動」の趣旨に賛同した住民の方に配付した黄色のスタッフベストの枚数(累計)

※青少年の健やかな成長を支援することに賛同してくれた人に「黄色のベスト」を配布し、主に子どもに登下校の時間帯に通学路に立って子どもに声掛けを行うってもらう運動。

- 全国的には、社会環境の変化の中で、無気力、無関心な子どもの増加など、青少年の心の不安定さが問題になっています。
- 吉田町笑顔いっぱい運動については、町内の児童・生徒には浸透していますが、大人への周知が十分でないため、引き続き広報する必要があると見られます。
- 町を挙げた青少年の健全育成活動を行うため、それに携わる人材の育成と体制づくりが必要です。

施策

社会環境の整備

【5年後の姿】

- 吉田町笑顔いっぱい運動を更に推進することにより、地域全体で青少年を見守っています。

指導者の養成と指導体制の充実

【5年後の姿】

- 生涯学習活動を通して、青少年の健全育成活動に積極的に携わる人材が育成されています。
- 家庭・地域・学校・行政が連携することにより、青少年を健全に育成していく体制が整っています。

関連する個別計画

- 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- 吉田町生涯学習推進大綱

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野 1 多文化共生

異なる文化の人たちが相互に理解しあい、協調しあひ、協調して快適に暮らしているまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|--------------------|----|---------------------------------|----------------------|
| 在留外国人との交流に満足している割合 | % | 9.1 | 30.0 |
| 日本語教室への参加者数 | 人 | ボランティア 30 受講生 64 (平成21年度) | ボランティア 60 受講生 100 |

・まちづくりに関する住民意識調査において、「在留外国人との交流」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

・ボランティア団体等が開催している日本語教室への参加者数

現状と課題

- ・現代社会は経済を中心としたグローバル化と情報化社会の進展などにより、人・モノ・情報が、国境を越えて自由に移動するようになっています。
- ・町内在住外国人数が約1,000人となり、人口の3%を占めている現状を踏まえ、多文化共生計画を策定するとともに、多文化共生の意識を広く浸透させていく必要があります。
- ・町内在住外国人が生活しやすい環境を確立するために、外国人住民に向けて各種の情報提供やサービスの充実を図る必要があります。

※国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

多文化共生計画の策定

【5年後の姿】

- ・多文化共生計画を策定し、それに伴う事業を実施することにより、町内在住の日本人と外国人がともに生活しやすい環境になっています。

多文化共生意識の浸透

【5年後の姿】

- ・多文化共生についての情報を周知することにより、住民が多文化共生意識を持ち、地域と外国人との融和が図られた社会が形成されています。

多文化共生に向けた生活基盤整備

【5年後の姿】

- ・町内在住の外国人向けに防災・医療・福祉などの情報発信を行うことにより、日常生活に必要な情報が得られています。
- ・通訳の配置などにより、町内在住の外国人向けの相談体制が確立されています。

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第2節 心を豊かにする交流を活性化させる

分野 2 都市間交流

国内都市や海外都市との交流を通じて、活性化しているまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|--|----|-------------------|-------------|
| 国内外の都市との交流に満足している割合 | % | — | 30.0 |
| ・まちづくりに関する住民意識調査において、「国外の都市との交流促進」「国内の都市との交流促進」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合 | | | |
| 大井川流域交流イベントの参加者数 | 人 | 1,200 (平成21年度) | 2,000 |
| ・大井川流域の協議会や市町主催により開催されるイベントへの参加者数 | | | |

- ・大井川流域の市町による自然環境保全を中心とした都市間交流が行われています。一方、それ以外の交流は国内外にもほとんど行われていません。
- ・大井川流域を核とした、広域的な地域連携が必要となっています。
- ・富士山静岡空港の開港に伴い、中国や韓国などからの訪問者の増加や住民の訪問機会が増加することから、幅広い分野において交流を推進する必要があります。

都市間交流の推進

【5年後の姿】

- ・富士山静岡空港の活用を軸とした交流を推進することにより、就航先などの都市との交流が進んでいます。
- ・都市間交流が活発に行われ、人・モノ・情報が行き来することにより、感性豊かな人材が育つていきます。

大井川流域の交流促進

【5年後の姿】

- ・大井川の流域市町が連携することにより、様々な交流が図られるとともに、上流・下流それぞれが持つ地域資源を生かした取組が行われています。

第2節 心を豊かにする交流を活性化させる

分野 3 コミュニティ

現状把握

住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められているまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|-----------------------|----|-------------|-------------|
| コミュニティ活動への支援に満足している割合 | % | 24.6 | 35.0 |

・まちづくりに関する住民意識調査において、「コミュニティ活動への支援の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

| | | | |
|----------|---|------|------|
| 自治会への加入率 | % | 73.9 | 75.0 |
|----------|---|------|------|

・自治会に加入している世帯の割合(自治体加入世帯数/総世帯数)

今後の課題

- ・地域コミュニティは、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となっています。
- ・地域や住民同士の連帯感が希薄になっているため、住民が自発的、積極的にコミュニティ活動を行うよう、自治意識を高めていく必要があります。
- ・活発なコミュニティ活動が持続的に行われるためには、コミュニティを支える人材の育成が必要です。
- ・コミュニティづくりの推進を図るための活動に対して、町が積極的に支援していく必要があります。

節 第

活発なコミュニティづくり

【5年後の姿】

- ・隣組を基礎単位とする自治会・町内会組織が充実することにより、住民と行政が一体となった活発なコミュニティ活動が展開されています。

まちづくりを担う人材の育成

【5年後の姿】

- ・まちづくりを担う人材づくりのための研修などへの参加を促進することにより、活動の指導者となる人材が養成され、自主的なコミュニティ活動が活発に行われています。

コミュニティ活動の支援

【5年後の姿】

- ・コミュニティ活動拠点の整備を支援することにより、コミュニティが活性化しています。

第3節 心身の健康を促す活動を推進する

分野 1 生涯学習

目標と指標

住民誰もが、いつでも学習することのできる環境の整っている
生涯学習のまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|--|----|-------------|-------------|
| 生涯学習活動に満足している割合 | % | 27.8 | 38.0 |
| まちづくりに関する住民意識調査において、「生涯学習活動の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合 | | | |
| 生涯学習教室への参加人数 | 人 | 480 | 500 |

・町主催の生涯学習教室への参加者数(延べ人数)

現状と課題

- ・国際化、情報化、高学歴化などの社会環境の変化により、住民の学習ニーズは高まるとともに、多様化しています。
- ・様々な講座の開催やその成果を発表する場の充実が求められています。
- ・老朽化している生涯学習施設については、計画的な維持修繕を行うとともに、建替えを含めた効率的な活用の検討を進める必要があります。
- ・地域の中から生涯学習の指導者となる人材の発掘や育成などを図り、生涯学習環境の充実にも努める必要があります。
- ・すべての住民にとって利用しやすい図書館とするため、住民のニーズを的確に把握し、図書館運営に取り入れて行く必要があります。

生涯学習活動の推進

【5年後の姿】

- ・住民ニーズに合わせた各種講座を開催することにより、生涯学習に取り組む人が増加しています。
- ・学習成果の発表や活用の場を充実することにより、その成果が地域に還元されています。

生涯学習施設の充実

【5年後の姿】

- ・生涯学習施設の充実を図ることにより、住民が快適な環境で生涯学習に取り組んでいます。

指導者の育成と有効活用

【5年後の姿】

- ・生涯学習を通じて、資質を持った地域の人材が指導者として育成されることにより、住民を指導するという循環が形成されています。
- ・生涯学習の指導者が交流することにより、指導者の資質向上が図られています。

図書館の機能向上

【5年後の姿】

- ・住民が生涯学習のために必要とする資料・情報を提供することにより、快適に図書館を利用できる環境となっています。

関連する個別計画

- ・吉田町立図書館基本構想及び基本計画
- ・吉田町生涯学習推進大綱
- ・吉田町次世代育成支援行動計画(後期計画)

第3節 心身の健康を促す活動を推進する

分野 2スポーツ・レクリエーション

目標の達成

住民が求めるスポーツをいつでも気軽に楽しめるまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|--|----|-------------------|-------------|
| スポーツ・レクリエーション活動への支援に満足している割合 | % | 23.8 | 34.0 |
| まちづくりに関する住民意識調査において、「スポーツ・レクリエーション活動への支援」に「満足」やや満足と回答した住民の方の割合 | 人 | 1,719 (平成21年度) | 1,900 |

・町主催及び共催の各種大会へ参加した人数

現状と課題

- ・スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進、住民同士や家族での交流、地域の連帯感の高揚、青少年の健全育成などの効果が期待されています。
- ・町のスポーツ活動の拠点として、利用者が安心して利用できる施設を整備していく必要があります。
- ・各種スポーツ教室の参加者が固定化する傾向にあるため、町全体のスポーツ人口の底辺拡大を進める必要があります。
- ・スポーツを通じて住民が交流する場を充実させるためには、スポーツを推進する各種団体の育成と連携体制の強化を図るなど、スポーツ振興に向けた運営体制の支援と充実が必要です。

施策

町内スポーツ施設の整備

【5年後の姿】

- ・住民ニーズに沿った施設整備を進めることにより、スポーツ環境の向上が図られています。

スポーツ参加の振興

【5年後の姿】

- ・各種大会を開催することにより、町全体のスポーツ人口の底辺拡大と競技レベルの向上が図られ、スポーツ活動への意欲が増進しています。
- ・参加しやすいスポーツの普及を図ることにより、住民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽にしています。

組織の育成・強化

【5年後の姿】

- ・各種団体が連携することにより、スポーツ振興を図るための体制が強化されています。

第4節 歴史を継承し魅力ある文化を育む

分野 1 芸術文化・文化財

地域に根ざした芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな暮らしの創造に努めるまち

分野の成果指標

| 内容 | 単位 | 現状値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|---|----|-------------|-------------|
| 芸術・文化に触れる機会に満足している割合 | % | 16.7 | 30.0 |
| * まちづくりに関する住民意識調査において、「芸術・文化に触れる機会の充実」に「満足」やや満足と回答した住民の方の割合 | | | |
| 芸能祭・文化展入場者数 | 人 | 3,000 | 3,300 |

* 吉田町芸能祭・文化展に入場した人数

- ・文化活動全般で、参加者の固定化や若年層の活動離れが懸念されています。
- ・住民が優れた芸術文化を鑑賞する機会を得られるようにする必要があります。
- ・地域に根ざした指導者の養成や、初心者でも参加できる入門講座の充実などにより、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、自主的な活動を支援する必要があります。
- ・歴史的、文化的に価値のある文化財は、後世に受け継ぐとともに、郷土への愛着を深めていくための資料として活用することが重要です。

文化・芸術活動の促進

【5年後の姿】

- ・芸能祭・文化展などの充実を図ることにより、住民が優れた文化芸術を鑑賞し、自ら文化芸術活動に参加できる環境が整っています。

文化団体・指導者の育成

【5年後の姿】

- ・文化団体の育成・拡充や文化的な活動を促進できる指導者の育成を図ることにより、文化芸術活動が活性化しています。

文化財の保護と活用

【5年後の姿】

- ・文化財の保護と活用についての専門的な知識を有する人材を確保することにより、町内の文化財への理解と愛着を深める学習環境が整っています。